

開示等の申出者が本人又は代理人であることの確認のための書類

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| <p>本人の場合</p> | <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">窓口訪問</p> <p>右記の書類のいずれか1点を提示</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）</li> <li>・ 健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）</li> <li>・ 国民健康保険被保険者証</li> <li>・ 住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）</li> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 外国人登録証明書</li> <li>・ 年金手帳（基礎年金番号通知書）</li> <li>・ 年金証書</li> <li>・ 共済年金証書</li> <li>・ 恩給証書</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ 個人番号カード</li> <li>・ その他理事長が認める書類</li> </ul>  |
|              | <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">郵 送</p> <p>右記の①の書類及び②の書類の2点を提出（①の書類として住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）の写し又は外国人登録証明書の写しを提出する場合には、②の書類の提出の必要はない。）</p> | <p>①下記書類のいずれか1点の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）</li> <li>・ 健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）</li> <li>・ 国民健康保険被保険者証</li> <li>・ 住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）</li> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 外国人登録証明書</li> <li>・ 年金手帳（基礎年金番号通知書）</li> <li>・ 年金証書</li> <li>・ 共済年金証書</li> <li>・ 恩給証書</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ その他理事長が認める書類</li> </ul> <p>②住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前3ヶ月以内に作成されたものに限る。）</p> |

代理人の場合

窓口訪問

(1) 法定代理人の場合

右記の①の書類のいずれか1点の提示及び②の書類の提出又は提示

(2) 任意代理人の場合

右記の①の書類のいずれか1点の提示及び③の書類の提出

①代理人の本人確認のための書類

- ・ 共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）
- ・ 健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）
- ・ 運転免許証
- ・ 外国人登録証明書
- ・ 年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・ 年金証書
- ・ 共済年金証書
- ・ 恩給証書
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 個人番号カード

②組合員が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が当該組合員の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認書類  
(開示請求をする日前3ヶ月以内に作成されたものに限る。)

- ・ 戸籍謄本（抄本）
- ・ 住民票の写し  
(個人番号の記載がある場合、黒塗りすること。)
- ・ 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）
- ・ 家庭裁判所の証明書
- ・ 個人番号カード
- ・ その他法定代理関係を確認し得る書類

③組合員からの開示請求に関する委任があることの確認書類  
(開示請求をする日前3ヶ月以内に作成されたものに限る。)

- ・ 組合員の署名・押印のある開示請求に係る「委任状」及び委任状に押印された印の印鑑登録証明書

郵 送

(1) 法定代理人の場合

右記の①の書類のいずれか1点の写し及び②の書類並びに④の書類の提出（①の書類として住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）の写し又は外国人登録証明書の写しを提出する場合には、④の書類の提出の必要はない。）

(2) 任意代理人の場合

右記の場合の①の書類のいずれか1点の写し及び③の書類並びに④の書類の提出（①の書類として住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）の写し又は外国人登録証明書の写しを提出する場合には、④の書類の提出の必要はない。）

①代理人の本人確認のための書類

- ・ 共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）
- ・ 健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）
- ・ 運転免許証
- ・ 外国人登録証明書
- ・ 年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・ 年金証書
- ・ 共済年金証書
- ・ 恩給証書
- ・ 旅券（パスポート）

②組合員が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が当該組合員の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認書類

（開示請求をする日前3ヶ月以内に作成されたものに限る。）

- ・ 戸籍謄本（抄本）
- ・ 住民票の写し  
（個人番号の記載がある場合、黒塗りすること。）
- ・ 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）
- ・ 家庭裁判所の証明書
- ・ その他法定代理関係を確認し得る書類

③組合員からの開示請求に関する委任があることの確認書類  
（開示請求をする日前3ヶ月以内に作成されたものに限る。）

- ・ 組合員の署名・押印のある開示請求に係る「委任状」及び委任状に押印された印の印鑑登録証明書

④住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前3ヶ月以内に作成されたものに限る。）